

●雇用調整助成金の拡充

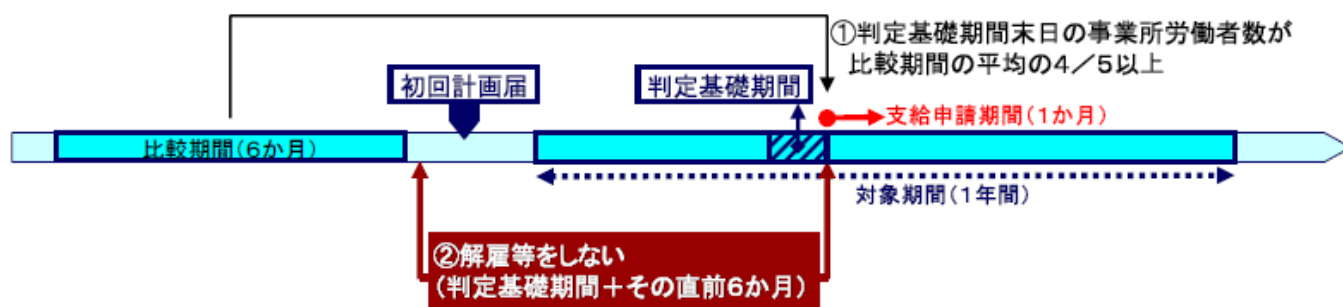
雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主の助成率を上乗せします。

通常の助成金の受給手続きに加え、支給申請書の提出時に雇用維持事業主申告書を併せて提出します。

◆助成率上乗せ要件◆

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上である
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所労働者の 事業所労働者の解雇 解雇等をしていない

助成率	通常の助成率	上乗せ後
雇用調整助成金	2 / 3	3 / 4
中小企業緊急雇用安定助成金	4 / 5	9 / 10



●雇用調整助成金の不正防止対策強化

厚生労働省は、**雇用調整助成金**の不正防止対策強化の第3弾として、平成22年11月1日以降の申請分から、**不正受給**が判明した場合、以下の事項を公表することとしました。

事業主の名称・代表者氏名・事業所の名称・所在地・概要・不正受給の金額・内容

架空の休業や教育訓練を実施したとして虚偽の申請を行ったことなどにより、平成22年4月から7月の間に、54事業所（約10億7,617万円）が不正として処分されました。

お問い合わせ、ご相談は **伏屋事務所** までお電話下さい！058-272-3872

注意：助成金制度は、急な予算の削減等により利用できない場合や、申請基準が不定期に変更になる場合がございますので、ご確認の上でご利用ください。